

平成 2 7 年 度

芦屋市経営健全化審査意見書

(病院事業会計・水道事業会計)

芦屋市監査委員

芦 監 報 第 9 号

平成 28 年 8 月 29 日

芦屋市長 山 中 健 様

芦屋市監査委員 山 本 彼一郎

同 森 しずか

平成 27 年度芦屋市経営健全化審査意見
(病院事業会計・水道事業会計) の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された平成 27 年度芦屋市公営企業会計（病院事業会計・水道事業会計）決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、その意見を次のとおり提出します。

平成 27 年度芦屋市経営健全化審査意見
(病院事業会計・水道事業会計)

第 1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）第 22 条第 1 項の規定により，市長から提出された平成 27 年度芦屋市公営企業会計（病院事業会計・水道事業会計）決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

平成 28 年 7 月 22 日から平成 28 年 8 月 19 日まで

第 3 審査の方法

本審査は，市長から提出された平成 27 年度芦屋市公営企業会計（病院事業会計・水道事業会計）決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第 4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された平成 27 年度芦屋市公営企業会計（病院事業会計・水道事業会計）決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は，いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

区 分	資 金 不 足 比 率			経営健全化基準
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
病院事業会計	—	—	—	20.0
水道事業会計	—	—	—	20.0

備考

- 1 資金の不足額が生じない場合の資金不足比率は，「—」と表示している。
- 2 財政健全化法第 23 条第 1 項の規定に基づき，公営企業（法適用企業にあつては繰越欠損金があるものに限る。）の資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には，当該公営企業について公営企業の経営健全化のための計画を定めなければならない。

2 個別意見

病院事業会計及び水道事業会計に係る資金不足比率の概要及び算定基礎事項の内容を審査した結果は以下のとおりである。

(1) 病院事業会計

ア 平成 27 年度決算について、資金不足比率の算定方法による資金の不足額は生じていない。算定基礎となっている数値については決算内容とも整合しており、特に指摘すべき事項はない。

資金の不足額は△238,898 千円（剰余）であり、前年度の資金の不足額△99,029 千円（剰余）と比較すると、剰余額としては 139,869 千円増加（増加率 141.2%）している。

また、資金の不足額を事業の規模（営業収益のうち医業収益に係るもの）で除した資金不足比率は計算上、△5.4%の資金剰余であり、前年度（△2.2%）に比べ 3.2 ポイント上昇している。

イ 参考として、平成 27 年度決算に係る他の財務分析比率をみると、流動比率（流動資産／流動負債 ×100）は 75.52%で、前年度と比較すると 10.29 ポイント上昇している。

また、総資本（負債＋資本）における固定負債、流動負債及び自己資本の構成比率をみると、固定負債構成比率は 141.35%、流動負債構成比率は 16.37%、自己資本構成比率は △57.72%となっている。

(2) 水道事業会計

ア 平成 27 年度決算について、資金不足比率の算定方法による資金の不足額は生じていない。算定基礎となっている数値については決算内容とも整合しており、特に指摘すべき事項はない。

資金の不足額は△1,030,773 千円（剰余）であり、前年度の資金の不足額△1,620,317 千円（剰余）と比較すると、剰余額としては 589,544 千円減少（減少率 36.4%）している。

また、資金の不足額を事業の規模（営業収益の額－受託工事収益の額）で除した資金不足比率は計算上、△58.5%の資金剰余であり、前年度（△92.1%）に比べ 33.6 ポイント低下している。

イ 参考として、平成 27 年度決算に係る他の財務分析比率をみると、流動比率は 210.10%で、前年度と比較すると 31.73 ポイント上昇している。

また、総資本（負債＋資本）における固定負債、流動負債及び自己資本の構成比率については、固定負債構成比率が 34.90%、流動負債構成比率が 5.76%、自己資本構成比率が 59.34%となっている。

3 結び

以上のとおり、病院事業会計及び水道事業会計に係る平成 27 年度決算については、いずれも財政健全化法に定める資金の不足額は生じていない。

しかしながら、資金不足比率は、1 年以内の償還を基準とする短期債務の流動負債と、その短期債務の償還に充てることができる流動資産の比較により、当年度の資金の過不足のみを判定する指標であり、資金不足比率が経営健全化基準未満であることのみをもって、経営の健全性を判断できるものではない。

また、前年度に総務省が取りまとめた平成 26 年度決算に基づく算定結果によれば、全国市区町村全体において、資金不足比率が経営健全化基準以上となった公営企業会計は病院事業会計でわずか 2 会計、水道事業会計には該当がない一方で、厳しい経営状況のもと、経営改善に取り組んでいる団体は本市も含めて非常に多い。

以上のことから、公営企業会計においては当該比率のみならず、各種経営指標を含めて適切な管理を行い、経営状況の一層の改善に努められたい。

以 上

資 料

資金不足比率

(1) 概要

資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定した資金の不足額の度合いを表す比率であり、資金の不足額を事業の規模と比較して指標化し、経営状況の健全度を示すものである。

本市の公営企業に係る特別会計のうち、地方公営企業法の全部又は一部を適用する企業（法適用企業）に係る特別会計は、病院事業会計及び水道事業会計の2会計である。

[算定式]

$$\text{資金不足比率 (\%)} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額が生じない場合は、資金不足額は「—」（なし）

備考

1 資金の不足額

資金の不足額 = [流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるため起こした地方債の現在高－流動資産]－解消可能資金不足額

但し、解消可能資金不足額がある場合に、上記計算結果が0より小さくなる場合は0とする。

2 解消可能資金不足額

事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から一定額を控除する。

3 事業の規模

事業の規模 = 営業収益の額－受託工事収益の額

(2) 算定基礎事項及び資金不足比率

(単位：千円，%，ポイント)

区 分	25年度	26年度 a	27年度 b	増減 b-a	増減率	
病院事業会計	A 資金不足額 ①+②-③ -④-⑤- (⑥+⑦) (△は資金剰余額) -⑧(*)	△ 286,978	△ 99,029	△ 238,898	△ 139,869	△ 141.2
	① 流動負債	398,429	1,139,689	1,196,260	56,571	5.0
	② 建設改良費等以外の経費 の財源充当地方債現在高	215	0	0	0	-
	③ 控除企業債等	0	342,550	370,602	28,052	8.2
	④ 控除未払金等	0	0	0	0	-
	⑤ 控除引当金等	0	146,869	144,314	△ 2,555	△ 1.7
	⑥ 流動資産	685,622	743,447	903,439	159,992	21.5
	⑦ 貸倒引当金	0	5,852	16,803	10,951	187.1
	⑧ 解消可能資金不足額	0	0	0	0	-
	B 事業の規模 (営業収益の額 <注>)	4,178,705	4,343,617	4,386,914	43,297	1.0
資金不足比率の計算 【計算式】 A ÷ B × 100 (%) (資金剰余の場合は△で表示)	△ 6.8	△ 2.2	△ 5.4	△ 3.2 ポイント		
資金不足比率 資金の不足額が生じない場合、 資金不足比率は「-」と表示	-	-	-	-		
水道事業会計	A 資金不足額 ①+②-③ -④-⑤- (⑥+⑦) (△は資金剰余額) -⑧(*)	△ 703,442	△ 1,620,317	△ 1,030,773	589,544	36.4
	① 流動負債	459,085	777,266	740,217	△ 37,049	△ 4.8
	② 建設改良費等以外の経費 の財源充当地方債現在高	0	0	0	0	-
	③ 控除企業債等	0	224,835	160,972	△ 63,863	△ 28.4
	④ 控除未払金等	0	394,277	0	△ 394,277	皆減
	⑤ 控除引当金等	0	29,961	29,565	△ 396	△ 1.3
	⑥ 流動資産	1,162,527	1,386,425	1,555,179	168,754	12.2
	⑦ 貸倒引当金	0	362,085	25,274	△ 336,811	△ 93.0
	⑧ 解消可能資金不足額	0	0	0	0	-
	B 事業の規模 (営業収益の額-受託工事収益の額)	1,792,256	1,758,884	1,760,273	1,389	0.1
資金不足比率の計算 【計算式】 A ÷ B × 100 (%) (資金剰余の場合は△で表示)	△ 39.2	△ 92.1	△ 58.5	33.6 ポイント		
資金不足比率 資金の不足額が生じない場合、 資金不足比率は「-」と表示	-	-	-	-		

<注> 病院事業会計の営業収益 = 医業収益 (うち、一般会計繰入金は救急医療及び医療相談に係る負担金とする。)

(*) 解消可能資金不足額が算入されている場合においては、計算上、資金剰余額が算定されても「0」とする。